

廃棄物処理における責任



(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 監事

佐々木 五郎

Sasaki Goro

1970年4月横浜市役所採用。その後、横浜市道路局道路部路政課長、財政局管財部次長、道路局次長、経済局部長、総務局渉外部長、教育委員会事務局総務部長、市民局人権担当理事、環境事業局長、資源循環局長を歴任し、2007年3月に退職。同年4月から2017年6月まで(公社)全国都市清掃会議専務理事。現在(公財)日本産業廃棄物処理振興センター監事。

廃棄物処理では、環境保全と適正処理のため、適正かつ効率的な処理体制がキチンと整備されていないことはならない。そのためには、排出事業者、処理業者、自治体、市民など関係者がその責任を自覚し、それぞれの役割を果たすことが必要不可欠である。

最近、ものづくり大国を自負する日本をリードする企業において製品検査等で不適正な事案が起き、大きな問題となっている。極めて残念なことである。産業廃棄物処理においても、過去に大規模な不法投棄などがあり社会問題になった。また、最近では食品の不適切な横流し事案が起き、大きな問題となった。

いずれもモラルハザードの事案であるが、社会的には絶対に許されることではない。

廃棄物処理に関しては、それぞれの関係者が、自らの足許において、何をなすべきか、何をしなければならないのかを確認し、行動することが必要である。産業廃棄物においては、排出事業者はその責任を自ら果たすため、処理業者任せにしないことである。自らが廃棄したものが、どこで、どのように処理されているのかを確認することになっており、全く確認していないことはあってはならないこ

とである。これは実際にはなかなか手間もかかり大変なことではあるが、やらなくてはならないことである。また委託を受けた処理業者は、法令に基づく適正処理と効率的な廃棄物処理を行ない、循環型社会の形成を推進していく責任があるのである。これらは排出事業者、処理業者がその責任を果たすことから必要不可欠なことである。

近年では多くの排出事業者、処理業者において、3Rの推進の取り組みがなされ着実に成果が上がっている。更に処理業者において、日頃の取り組みが評価される優良業者も増えている。これらのことは、廃棄物処理において大いに評価すべきことであり、優良事例は共有すべきものである。その一方、近年では以前のような大規模の不法投棄はなくなったが、依然として不適正事案は起きている。産業廃棄物処理においてルールを守る者が損をするようなことはあってはならないことである。「やり得」を許してはならない。監督する自治体は、不法投棄・不適正事案には手遅れにならないよう迅速な対応をすることが望まれる。

総ては、関係者がそれぞれの責任を自覚することから始まるのである。